**【届出内容事前チェックシート】　　　　　　　島B、日野A、則武A地区**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （　　）に数値等を記入し、各制限に適合しているかチェックしてください。 | 項目 | チェック内容 | | | 届出者 | 市 |
| 1 | 用途地域 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | 適・否 | □ |
| 2 | 建築物の用途の  制限 | 建築できる建築物  □住宅  □※１住宅で事務所又は店舗等を兼ねるもの（事務所又は店舗等の用に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるものを除く。）  →居住の用に供する床面積と事務所又は店舗等の用に供する床面積を計算し、求積図の面積計算表に記載してください。  ※１　建築基準法施行令第130条の3に規定する第一種低層住居専用地域内に建築することができるもの  □共同住宅、寄宿舎又は下宿  □学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの  □神社、寺院、教会その他これらに類するもの  □老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの  □診療所  □巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの  □上記の建築物に附属するもの（※倉庫の用に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの及び畜舎を除く。）　　（※則武A地区を除く。） | | | 適・否 | □ |
| 3 | 敷地面積の最低限度 | 敷地面積　：（　　　　　　　）㎡≧100㎡…① | | | 適・否 | □ |
| 4 | 建蔽率の  最高限度（60％） | 建築面積　：（　　　　　　　）㎡…②　　　　　　　　　　（角地緩和の場合：70％）  建蔽率　：（②　　　　　　）㎡/（①　　　　　　）㎡×100＝（　　　　　）％≦60％ | | | 適・否 | □ |
| 5 | 容積率の最高限度（200％） | 建築物の延べ面積　：（　　　　　　　）㎡…③  容積率算定の根拠となる対象延べ面積　：（　　　　　　　）㎡…④  容積率　：（④　　　　　　）㎡/（①　　　　　　）㎡×100＝（　　　　　）％≦200％ | | | 適・否 | □ |
| 6 | 壁面の位置の制限  （壁面とは、建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面をいう。） | 建築物の壁面から道路境界線までの距離　：（　　　　　　　）m≧1m | | | 適・否 | □ |
| 50㎡を超え、かつ、出入口が道路に面している倉庫の場合の道路境界線までの距離　：（　　　　　　　）m≧3m　　　　　　　　　（※則武A地区を除く。） | | | 適・否 | □ |
| 7 | 建築物の高さ制限  ※裏面をご参照  ください。 | 最高高さ | （　　　　　　　　）m≦15m | | 適・否 | □ |
| 北側斜線制限 | ※1建築物の各部分の高さから※2北側前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の※31.25倍に5ｍを加えた値及び※30.6倍に7ｍを加えた値を超えていないか。  （※2　　　　　　）×1.25+5＝（※3　　　　　　）＞（※１　　　　　　）m  （※2　　　　　　）×0.6+7＝（※3　　　　　　）＞（※１　　　　　　）m | | 適・否 | □ |
| 日影 | 最高高さが10ｍを超える建築物については日影図を添付 | | 適・否 | □ |
| 建築基準法に基づく道路斜線制限はよいか。 | | | 適・否 | □ |
| 8 | 緑化のルール | 店舗、事務所及び倉庫等の駐車の用に供する部分の面積50㎡当たりにつき高木を1本設置する。 | | （　　　　　　　）㎡→（　　　　　　　）本 | 適・否 | □ |
| 9 | 広告物のルール | 広告、看板類は自己の用に供するもので、かつ、掲出高さは建築物の高さの最高限度を超えていないか。 | | | 適・否 | □ |
| 10 | デザインのルール | 4階以上の建築物は陸屋根以外の形態か。 | | | 適・否 | □ |
| 11 | 垣若しくはさくの  構造のルール | 道路に面してコンクリートブロック塀その他これらに類するものを設ける場合は、断面図等を添付しているか。 | | | 適・否 | □ |
| 12 | その他 | 必要となるべき事項を記載 | | | 適・否 | □ |

18,000

※3駐車場1台あたり

（2.5×5＝12.5㎡）

※1壁面距離

＋200

＋100

＋100

±0

2,700

2,000

屋根ライン

S=1:100

【配置図の記入例】

道　路

1,000

車

車

道路境界線

真北

隣地境界線

隣地境界線

隣地境界線

※1【壁面の位置の制限】

　　→道路境界線から壁面までの距離を記載する。

※2【北側斜線制限】（下図参照）

　　→建築物の各部分の高さから北側隣地境界線までの真北方向の水平距離を記載する。

　　→建築物の各部分の高さから北側前面道路中心線までの真北方向の水平距離を記載する。

※3【緑化のルール】

→店舗・事務所・倉庫等の駐車場面積50㎡につき高木1本設置する。

　　→樹木の種類を記載する。

※4【垣若しくはさくの構造のルール】

→道路に面してコンクリートブロック塀その他これらに類するものを設置する場合、基礎、配筋等の断面図を添付する。

車

車

道路境界線

真北

北側前面道路中心線

隣地境界線

隣地境界線

隣地境界線

18,000

18,000

18,000

【北側斜線制限についての検討方法】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：mm）

ポーチ

屋根ライン

ポーチ

東側立面図（視点2）

6,000

※4　CB塀段積

壁面後退ライン

＋300

※2北側斜線制限

＋300

建築物

＋300

＋300

5,000

配置図

南側立面図（視点1）

真北

3,000×0.6＋7,000＝8,800＞6,800 ok

0.6

5,000

1

1

隣地境界線

8,750

7,000

1.25

6,800

（最高限度）

±0

3,000×1.25＋5,000＝8,750＞6,800 ok

＋300

＋300

視点２

9,050

15,000

建築物

※地盤面

＋300

＋300

3,000

視点１

※1　隣地境界線から軒先、樋先等までの真北方向の距離

（最高限度）

0.6

9,050

15,000

1.25

1

5,000

北側前面道路中心線

4,500×1.25＋5,000＝10,625＞6,800 ok

4,500×0.6＋7,000＝9,700＞6,800 ok

※2　北側前面道路中心線から軒先、樋先等までの真北方向の距離

1

※屋根の勾配や屋根の形状又は計画敷地の形状によっては、検討場所が複数ある場合がありますのでご注意ください。

7,000

9,700

6,800

※地盤面とは、建築基準法施行令第2条第2項による。

※地盤面

真北

300

4,500